

# 住宅(専用部分)の模様替え、改造、修繕に関する申請書兼承諾書

鶴川2丁目住宅管理組合  
理事長 殿

理事長	副理事長	建築	建築

令和 年 月 日

街区 号棟 号室

組合員氏名

印

## ※「住宅等の模様替え及び修繕等に関する協定」により、

別紙設計図、仕様書、工程表を添付の上、次のとおり申請します。

工事理由	
工事内容	
工事期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
工事施工業者	(住所) (会社) (Tel)
工事責任者	氏名 印 携帯番号
工사용車輛	車輛ナンバー 車種
遵守事項	① 共用部分に関する工事は、一切行いません。(別紙参照) ② 工事時間は、午前9時から午後5時までとします。 ③ 工事車輛は、決められた場所及び駐車方法を遵守します。 ④ 居住者への安全を第一とし、迷惑のならないようにします。 ⑤ 工事は申請期間内に終了いたします。(工事期間を明記してください。) ⑥ 工事にかかる廃材、残物はすべて施工業者が持ちかかります。 ⑦ 問題発生時、または申請内容に変更ある場合は、直ちに管理組合に連絡し、その指示に従います。 ⑧ 工事施工前に、必ず棟の各階段下掲示板(1週間以上前)に作業のお知らせを掲示します。 ⑨ 火気の使用は管理事務所へ届出を行います。

## 隣接住民の承諾書

(工事対象室の上下左右の居住者に、工事内容・工事期間等を説明の上署名押印をもらってください)

号室	氏名	印	号室	氏名	印
号室	氏名	印	号室	氏名	印

## 承諾書

申請のあった上記住宅の模様替え、改造、修繕について承認いたします。

令和 年 月 日

鶴川2丁目住宅管理組合 理事長

印

(注)別紙に留意事項が記載してあります。提出前によくお読みください。

# 仕様書

番号	室名	場所	現状	改修後	備考
1		天井			
		壁			
		床			
		機器			
		その他			
2		天井			
		壁			
		床			
		機器			
		その他			
3		天井			
		壁			
		床			
		機器			
		その他			
4		天井			
		壁			
		床			
		機器			
		その他			

特記事項

---



---



---



---

住戸内平面図は管理事務所にあります。(5タイプ左右)

## 別紙

### 注意事項 住宅等の模様替え及び修繕等に関する協定を必ずご確認ください。

工事用駐車スペースは団地内には原則ございませんので、最低必要台数(1台)にて来訪して下さい。  
なるべく他車通行の邪魔にならない場所に駐車して下さい。駐車する場合、緑石を乗り越えて芝生に掛からないよう駐車して下さい。(芝生が傷み枯れてしまう為)

**駐車の際は必ずフロントガラス内部に連絡先(TEL)及び、工事場所を貼付して下さい。**

又、工事で発生したゴミは必ずお持ち帰り下さい。

## I 住宅等の模様替え及び修繕等に関する協定を厳守すること。(規約第18条)

### 共用部分は下記の通りです。

- 1.建物部分 建物躯体部分(壁式構造のためコンクリート壁及び床・天井スラブ)、基礎部分、内外壁、階段室の壁、床天井及び手摺壁、玄関扉、窓、集合郵便受箱、ベランダ、パイプスペース、メーターボックス等。
- 2.設備部分 給水管、ガス管および電気配管は本管から各戸メーターを含む部分までを共用部分としメーターから先の枝間管部分を専有部分とする。  
雑排水管および汚水管は堅管に接続する継ぎ手の手前までの枝管部分を専有部分とする。

## II 禁止事項

- 一、 増築(出窓の新設を含む)、住宅以外の用途への転用
- 二、 ベランダの改築
- 三、 **主要構造部に影響を及ぼす行為**
- 四、 浴室防水層の切断、欠損等は下階への漏水の原因となるため禁止します。

## III 注意事項と弁償

- 一、 材料又は残材の運搬等により、建物等を毀損・汚損しないこと(養生の徹底)
- 二、 共有地に材料又は残材を放置しないこと
- 三、 工事人が他の組合員等に迷惑をかけるない

## IV 違反に対する措置

- 一、 協定第3条に規定する**禁止事項に違反したときは現状に復帰すること。**
- 二、 協定第5条に規定する**手続きを經ずして無断で修繕を実施したとき**
- 三、 協定第6条に規定する掲示をせずに修繕等を開始したとき
- 四、 その他修繕等がこの協定に抵触したとき

本紙記載の件・協定が守られませんかと理事会に於いて工事を差し止める場合がありますのでご注意ください。  
協定第9条にもとづき、立ち入り検査を行う場合があります。

裏面に続く

## エアコン用スリーブ(穴あけ)申請の特記事項

- 1) 開孔部は別紙、平面・展開図に図示した範囲とする。
- 2) 原則として開孔は1壁面につき1箇所とする。
- 3) 場所により配筋の位置が多少異なることも予想される為、工事に際しては事前に「鉄筋探査」をした上で実施することとする。
- 4) 電気等設備関係の配線、配管の状況は不明のため、工事に当たっては十分注意が必要である。
- 5) 工事状況を写真撮影し記録することを工事発注条件とする。
- 6) 「鉄筋探査」・「工事状況写真」の提出。

## 管理組合からのお願

本団地は築50年を超える高経年マンションです。

従って設備等の劣化や不具合が多くあります。

今回のリフォーム工事が、集合住宅でより安心して快適に暮らしていただくための工事になりますよう、次の工事を併せて実施して頂きたいとお願致します。

### 1 給排水管のジョイント部分の確認または横引き管の更新

室内には排水管の共用縦管が入っています。漏水事故の多くは専用部分の排水横引き管と

ジョイント部分で発生していますが、近年は横引き管の腐食による漏水も多く発生しています。

階下で漏水が発見された場合は床板を開けて修理しますので、長期的安全の確保を考えと

リフォーム工事に横引き配管(給水・排水・ガス)の更新工事をお勧めします。また洗面台・流し台の

交換工事については点検穴の設置をお勧めします。

### 2 フローリングの防音(遮音)材の使用

本団地建物の床スラブは約110mmしかありません。構造的問題はありますが階下に対する生活音をできるだけ遮音する工夫をしてください。

### 3 窓サッシの戸車交換

新築当初のプラスチックの戸車は交換時期を過ぎていきます。特に夜間の窓の開閉は音が響きますので、まだ交換していない場合は交換をお願いします。

### 4 (その他) 火災保険の加入

専有部分に於ける火災保険は各戸の責任と負担で行います。漏水等で階下に被害が出た場合は

【個人賠償責任補償特約】がないと補償できませんので保険の内容をご確認ください。

今回のリフォーム工事が、集合住宅でより安心して快適に暮らしていただくための工事になります。

※ 工事業者様には、工事の内容を必ず居住者の方にお伝えください。